第十一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要す

る費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部を次の表のように改正する。

改 正 後

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。定すべき同1の注1に規定する指定地域移行支援事業者の基準という。)別表第1の1のイの地域移行支援サービス費 ①を算(平成二十四年厚生労働省告示第百二十四号。以下「算定告示」に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

←・□ (器)

る刑事施設等との緊密な連携体制を確保していること。等、同条第三号に規定する救護施設等又は同条第四号に規定す精神科病院、指定基準第一条第二号に規定する障害者支援施設へ 指定地域移行支援事業所が、法<u>第五条第二十一項</u>に規定する

11~< (路)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。定すべき同1の注1に規定する指定地域移行支援事業者の基準という。) 別表第1の1のイの地域移行支援サービス費 ①を算(平成二十四年厚生労働省告示第百二十四号。以下「算定告示」に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

←・口 (器)

刑事施設等との緊密な連携体制を確保していること。、同条第三号に規定する救護施設等又は同条第四号に規定する執護施設等又は同条第四号に規定する神科病院、指定基準第一条第二号に規定する障害者支援施設等へ 指定地域移行支援事業所が、法<u>第五条第二十項</u>に規定する特

1 | 〜< (盤)